

黒滝村新がんばる事業者応援事業支援金交付要綱を次のとおり定める。

令和4年4月1日

黒滝村長 辻村源四郎

黒滝村要綱第13号

黒滝村新がんばる事業者応援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響のために、自主休業や外出自粛または燃料費等の事業経費の高騰により売上減少等で事業者の経営に深刻な影響が生じている中、村内の事業者に対し、黒滝村新がんばる事業者応援事業支援金（以下「村支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(村支援金の額等)

第2条 村支援金の額は、1事業者当たり10万円とする。

2 村支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付対象者)

第3条 村支援金の交付の対象となる者は、次号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国の事業復活支援金（以下「国支援金」という。）の交付対象となる要件を満たしており、国支援金の交付決定を受けている事業者であること。
- (2) 令和4年5月1日時点で黒滝村内に住所を有する営業実態のある中小企業その他の法人及び個人事業主であること。
- (3) 村税及び村使用料を滞納していないこと（徴収を猶予されているものは除く。）。
- (4) 申請を行う者又は構成員とその法人の役員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(村支援金の交付申請)

第4条 村支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村長が別に定める期間までに黒滝村新がんばる事業者応援事業支援金申請書兼誓約書（様式第1号）に下記の必要書類を添えて村長に申請しなければならない。

- (1) 国支援金の交付が実行されたことを確認できる通知書等の写し
- (2) 令和4年5月1日時点で黒滝村内において事業活動を行っていることが分かる書類(直近の確定申告書の写しまたは事業に関する監督官庁等の許認可証等の写し等)
- (3) 本人確認書類の写し
(村支援金の交付決定等)

第5条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査の上、村支援金の交付の可否を決定し、黒滝村新がんばる事業者応援事業支援金交付決定通知書(様式第2号)または、黒滝村新がんばる事業者応援事業支援金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。なお、いずれの場合も申請書類の返却は行わない。

- 2 村長は、前項の規定による交付決定の通知を行つたときは、村支援金の交付決定を受けた者に村支援金を交付するものとする。
(村支援金の返還)

第6条 村長は、村支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、村支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に村支援金が交付されているときは、村支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により村支援金の交付を受けたとき。
- (2) 国支援金について、国から交付決定を取り消される等、村支援金の申請要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他村長が不相当と認めるとき。

2 村支援金の返還にあつては、村支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金(村支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額)を納付しなければならない。

3 村支援金を返還期日までに返還しなかつたときは、返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を村に納付しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年5月1日より適用する。

(要綱の廃止)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日をもって、その効力を失う。

様式 略